

新しい総合事業への移行について

介護保険

【要介護1～5】

ケアマネジャーがケアプランを作成し、サービスを利用



- ・訪問介護
- ・訪問看護
- ・短期入所
- ・特別養護老人ホーム など
- ・通所介護
- ・通所リハビリ
- ・住宅改修

【要支援1・2】

地域包括支援センターがケアプランを作成し、サービスを利用



- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・訪問看護
- ・短期入所
- ・通所リハビリ
- ・住宅改修
- など

※ケアマネジャーへの委託も可(委託率78.7%)

要支援者に対する介護保険サービスのうち訪問介護・通所介護が、市町村の実施する新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)へ移行。(堺市は平成29年度に移行)。

移行する事業の内容

訪問介護
(ヘルパー)

移行

【現行相当サービス】介護事業者による支援

【基準緩和サービスA】

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援

【住民主体サービスB】

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援

通所介護
(デイサービス)

移行

【現行相当サービス】介護事業者による支援

【基準緩和サービスA】

NPO、民間事業者等によるミニデイサービス

【住民主体サービスB】

住民主体のコミュニティサロン、運動・交流の場



【新設】

生活支援
サービス

- ・栄養改善を目的とした配食
- ・住民ボランティア等が行う見守り
- ・訪問型、通所型に準じる自立支援となる生活支援

要支援(1, 2)者の サービス利用内容について

平成26年4月の利用状況(対象8,723人)

- ① 訪問介護・通所介護の利用者 5,821人
- ② 訪問介護・通所介護と他のサービス(訪問看護等)を利用 1,625人
- ③ 訪問介護・通所介護以外を利用 1,277人



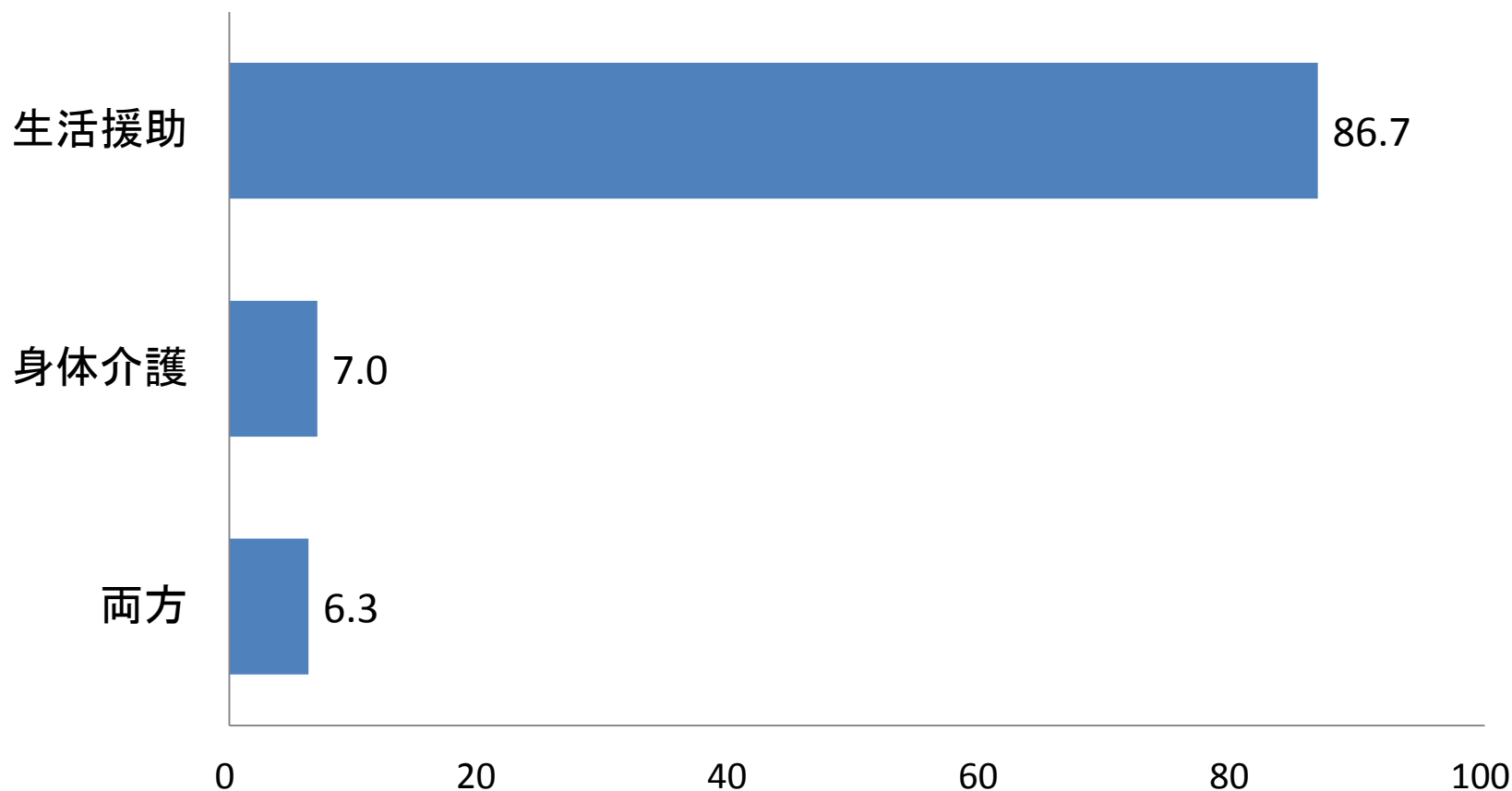
※ 総合事業への移行対象者7,446人(①+②)

※ ①+②の対象者より5%抽出しサービス内容を調査
(対象420人、有効回答数414人)

訪問介護の内容

< 週1回58.1% 週2回34.5% 週3回7.4% >

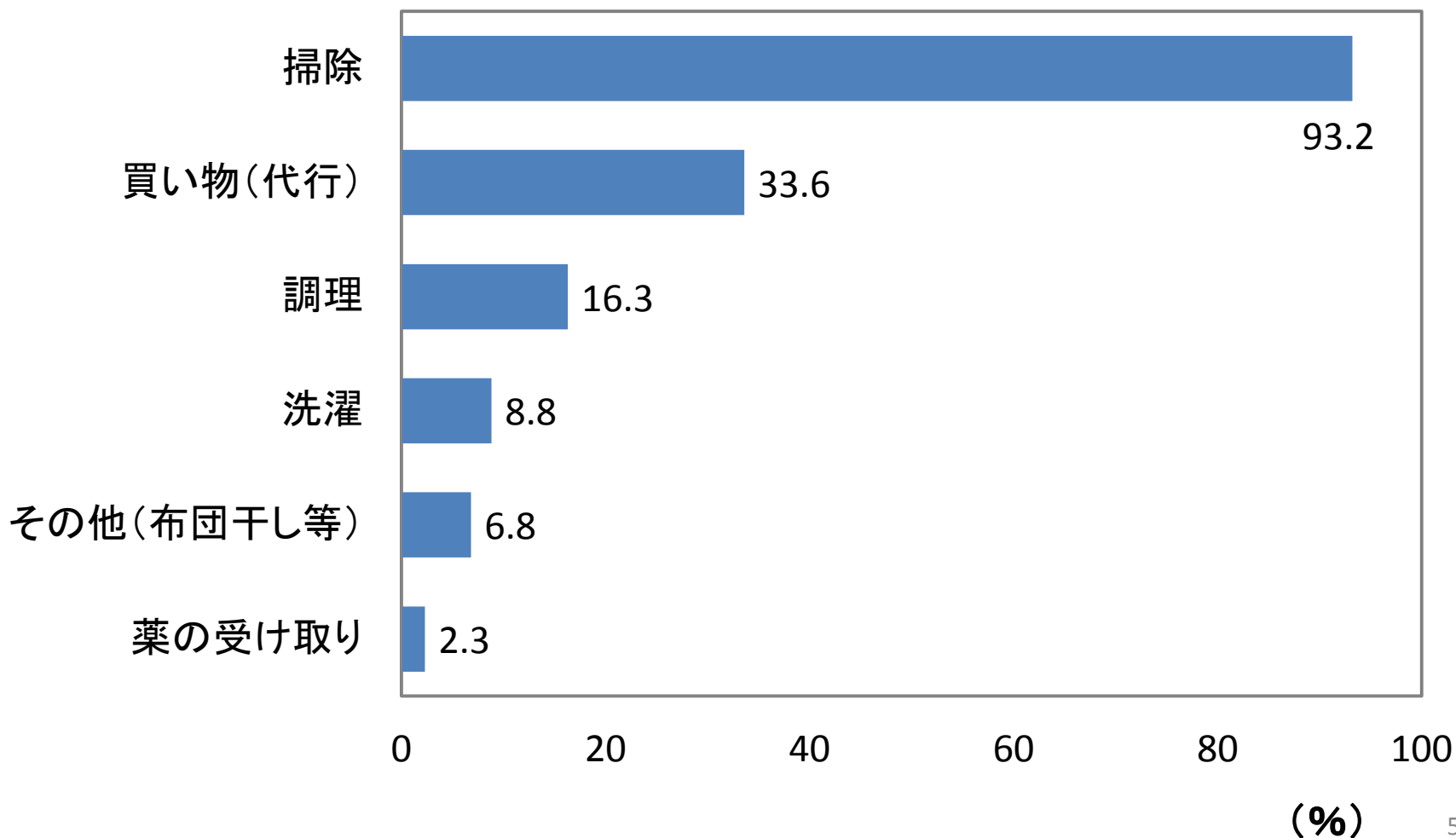
< 1回60分利用84.3% >



(%)

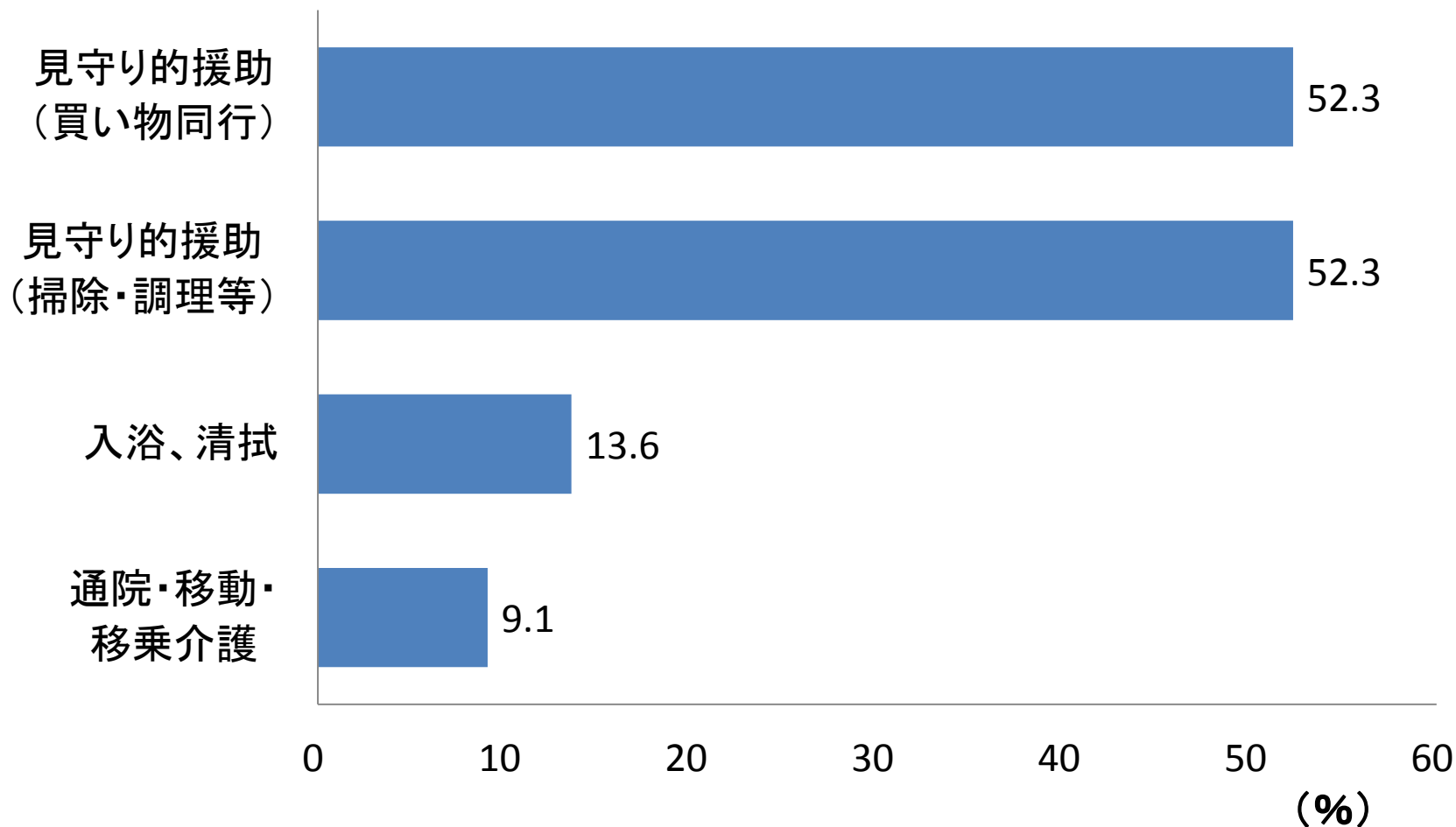
訪問介護における生活援助の内容

< 生活援助利用者は訪問介護利用者の93.0% >



訪問介護における身体介護の内容

＜ 身体介護利用者は訪問介護利用者の13.3% ＞

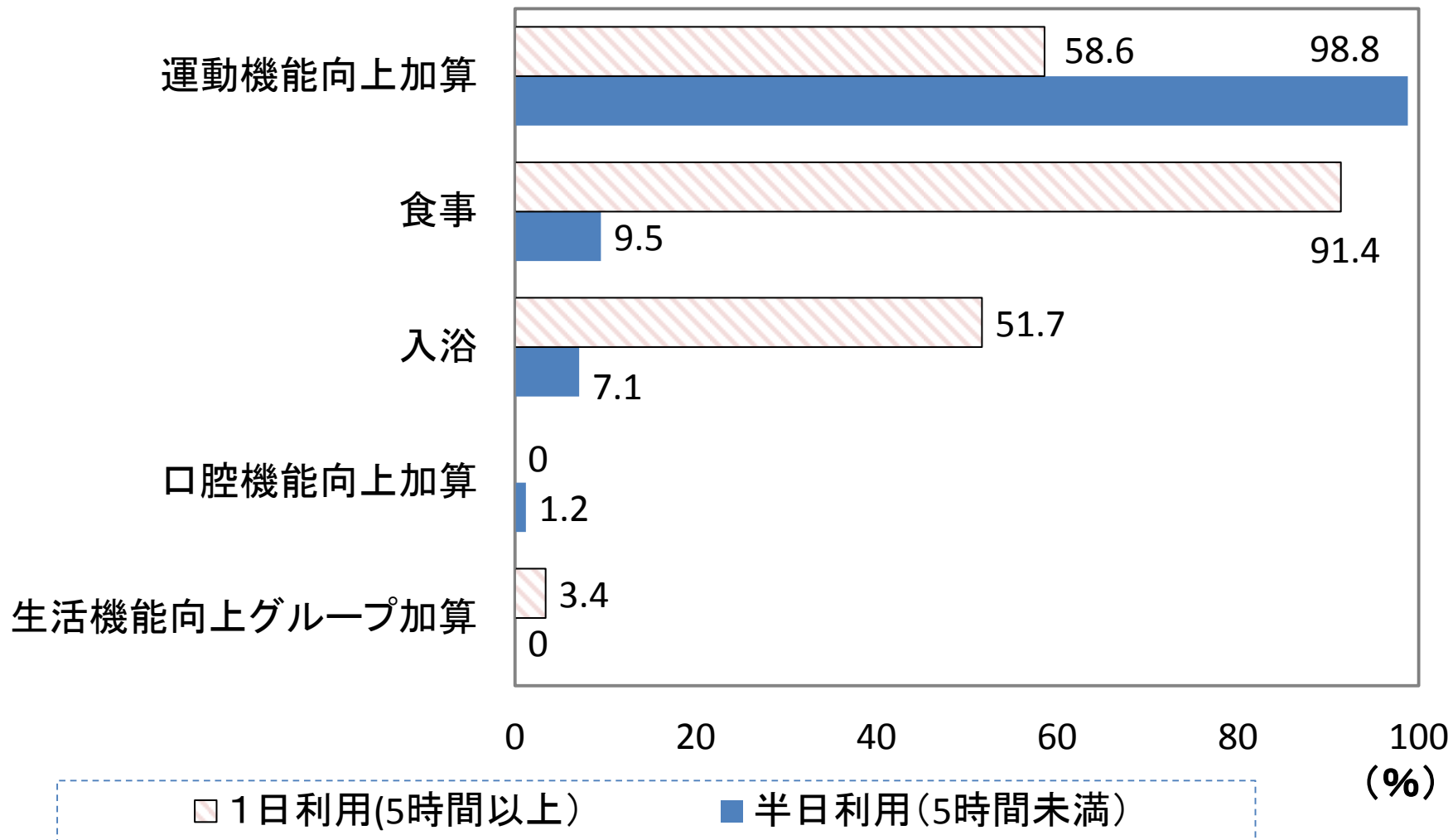


総合事業への移行（訪問介護）

現在のサービスの特色	方向性
利用時間は60分が84.3%	60分のサービスを基本に制度設計し、多様なニーズに対応できるように、その他の利用時間の区分を設ける。
生活援助のみの利用者が86.7% サービス内容は、掃除93.2%、 買い物33.6%等	生活援助は家事代行の要素が強いため、基準緩和サービスで対応できると考え、基準緩和サービスを中心とした制度構築を進める。
心身状況（精神疾患・認知症等） により専門職の対応が必要 【包括の意見】	精神疾患や認知症等の心身状況にある利用者、身体介護が必要な利用者は、専門職による現行サービスが必要であるため、既存の訪問介護事業者が参入できるように単価等を設定する。
身体介護の利用者が13.3%	

通所介護におけるサービス内容

< 1日サービス利用者 40.8% 半日サービス利用者 59.2% >



総合事業への移行（通所介護）

平成27年度介護報酬改定
⇒介護予防通所介護費が
約21%減額

介護予防はレスパイト機能を
有していないため、長時間の
利用は想定されていない

半日が
基本

現在のサービスの特色	方向性
運動機能向上加算 ・1日サービス58.6% ・半日サービス98.8%	運動機能向上に重点を置いた基準緩和サービスを中心とした制度構築を進める。
心身状況（精神疾患・認知症等）により専門職の対応が必要【包括の意見】	精神疾患や認知症等の心身状況にある利用者、入浴に介護や見守りが必要な利用者は、専門職による現行サービスが必要であるため、既存の通所介護事業者が参入できるよう単価等を設定する。
従来型サービスのうち入浴を利用51.7%	

今後の進め方

事業者が提供するサービス
(基準緩和サービスA)案の作成



研究会の設置・意見聴取(包括、介護
事業者、社会福祉法人、NPO等)



運営協議会・高齢者福祉専門分科会

住民主体による支援
(住民主体サービスB)



校区福祉委員会等と
意見交換



地域活動を活性化
できるような制度を検討

**【参考】 ① 要支援者が個人で利用している
一般的(民間)サービスの内容**

a . つどいの場への参加

b . 宅配などの訪問サービス

c . その他のサービス

a. つどいの場への参加

- ・校区福祉委員会
(いきいきサロン、ふれあい喫茶、お元気ですか訪問等)
- ・老人会の行事
- ・老人福祉センター
- ・喫茶店(食事やおしゃべり)
- ・民間の各種教室

b. 宅配などの訪問サービス

- ・スーパー、コンビニ、商店等の宅配
- ・生協の宅配
- ・民間の配食サービス
- ・シルバー人材センターの各種サービス
- ・自費ヘルパー

c. その他のサービス

- ・自費レンタル福祉用具
- ・隣人による援助(買い物、調理、ごみ出し、通院・院内付き添い)
- ・病院の送迎
- ・その他

【参考】 ② ①の項目以外で要支援者に必要と感じているサービス

- a. 家事支援
- b. 生活支援
- c. 外出支援
- d. 介護予防
- e. 見守り支援、その他



a . 家事支援

- ・ごみ出し、古新聞出し等の短時間サービス
- ・自宅玄関までの生活ごみの収集

- ・電球交換等、消耗品の取り替え
- ・定期的ではない、急な買い物・クリーニングの受け取り
- ・家具の移動、電化製品などの購入

- ・衣替え等
- ・庭の手入れ
- ・網戸のそうじ
- ・換気扇、クーラーのフィルター掃除
- ・玄関(外)の掃除
- ・カーテンの取り換え
- ・大掃除の手伝い
- ・買物した荷物を、階段の部分だけ運んでくれる人
- ・灯油を部屋まであげてくれるサービス
- ・同居家族がいる場合の有償ヘルパーによる家事支援
- ・大型家具を購入した際、玄関まででなく部屋の中までいれてくれる
- ・近所の方の支援

b. 生活支援

- ・配食サービス
- ・便利サービス
- ・預貯金からの出金、各種支払代行

- ・訪問販売車(車がスーパーになっている感じ)
- ・移動スーパー
- ・移動鮮魚・鮮肉店、移動式スーパー
- ・近隣センターなど行きやすいところに、ちょっとした軽食が食べられるお店

- ・入退院の準備、付き添い、入院中の世話
- ・服薬確認、服薬の声かけ(毎日)

- ・全てのスーパーで、ご用聞き・配達のあると良い
- ・全自動洗濯機やロボット家電の給付、レンタル
- ・四輪自転車など高齢者向け自転車の給付、レンタル

c. 外出支援

- ・病院の送迎、院内付添、
 - ・遠方への外出サポート(検査など大学病院等へ紹介が多くなった)
 - ・散歩の付添
 - ・サロン等への参加の送迎
 - ・買物の送迎、スーパーへの送迎
-
- ・外出のボランティア
 - ・外出介助(美容室等)
-
- ・買い物難民を救うためにきめ細かいバスの運行
 - ・安価なタクシー
 - ・緊急時に通院支援ができるサービス(入院ほど重症ではないとき)
 - ・銀行付き添い
 - ・自由な車椅子の貸し出し(一時的に必要で、近くで借りられる)
 - ・入浴のみ通所サービス
 - ・便利なバスルート、移動手段拡充(区内循環バスの再開)

d. 介護予防

- ・送迎付きの、体操教室やチューブ体操
- ・送迎付きの、地域の交流会や食事会、老人会等の集まり
- ・歩いて行ける距離の介護予防教室や体操教室

- ・自宅で一緒に趣味を楽しめる人(生きがいの部分)
- ・庭の手入れを一緒にする
- ・カラオケ
- ・夜の居酒屋デイ(ナイト)サービス
- ・ゲームセンター
- ・身近な場所での介護予防教室
- ・銭湯デイサービス

- ・訪問による囲碁や将棋の相手
- ・趣味の場の提供(ピクニック 生涯スポーツなど)
- ・移動図書館など趣味活動ができる場への送迎

e . 見守り支援 その他

- ・話し相手
- ・傾聴ボランティア
- ・悩み相談
- ・訪問による見守りサポート
- ・安否確認のみの見守り支援
- ・食事を一緒に食べる

- ・鍵預かりサービス
- ・金銭管理

- ・犬の散歩
- ・現在飼育している動物の世話

- ・体調が悪いが入院するほどでもない時の、ショートステイに代るようなサービス